

プ ラ イ バ シ ー ポ リ シ ー

協会では、職員・契約者の皆様からご信頼をいただけるよう、個人情報の取扱いについて

- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び政令等
個人情報の保護に関する基本方針
各省庁における個人情報保護のためのガイドライン

等を遵守して行います。そのために、個人情報に関するコンプライアンス・プログラムを策定し、実践します。

コンプライアンス・プログラムについては、年1回以上の監査と見直しを行い、継続的改善に努めます。定期的な監査以外にも不備を見つけた場合には、迅速に対応します。

個人情報の取扱いについては、原則下記1～5項のように行いますが、

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 生命や財産を脅かすような緊急時

等の例外事項の適用については、個人情報保護管理者の責任の下で行います。

1 体制

- (1) 協会理事2名をそれぞれ個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者に任命します。
- (2) 各事業部等において個人情報保護担当者を配置して、個人情報保護を実践します。
- (3) 個人情報保護に関する教育責任者と苦情対応責任者を任命し、教育・訓練と苦情対応を行います。
- (4) 職員には、個人情報に関するコンプライアンス・プログラムを遵守させ、不具合や事故があった場合は、速やかに報告させます。

2 個人情報の取得等について

- (1) 契約の締結及び維持管理やよりよい商品やサービスを提供する等のために、職員・契約者から取得する個人情報については、協会の事業についての健全な運営や、商品・サービスの紹介等のために利用します。
- (2) 公表している利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、その超える範囲についてあらかじめ本人から同意を得ます。
- (3) 書面やインターネット等の情報ネットワークで本人から直接当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示します。
- (4) 公開されている個人情報を間接的に取得する際には、協会としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表します。
- (5) 第三者から間接的に取得する際には、第三者によって適正に取得されていることを確認することとあわせて、協会としてあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表します。

3 個人データの保管・利用について

- (1) 個人データの安全管理については、協会「情報セキュリティポリシー」の下、個人データのリスクに応じて必要かつ適切な措置を講じます。
- (2) 職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 個人データについて他の事業者等に委託する場合には、その取扱を委託した個人データの安全管理が図られるよう、協会として委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。さらに、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保します。また、協会が個人データにかかわる業務の委託を受ける際には、委託契約の範囲内にて利用(処理)します。
- (4) 以下の場合を除き、個人データについて第三者への個人情報の提供を行いません。

- ・ 法令などによる場合
- ・ ご本人の承諾をいただいた場合

なお、協会の業務提携先との共同利用の場合で、以下のことをあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、第三者提供に該当しないものとします。

共同して利用される個人データの項目

共同して利用する者の範囲

利用する者の利用目的

当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

- 4 保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等の求めへの対応について
他の法令に違反することとなる場合等の法に基づく場合を除き、ご本人の保有個人データに関する開示、訂正等、利用停止等の求めについて対応いたします。以上、求めの申出先や開示に係る手数料の額等については、ホームページなどでご覧いただけます。
- 5 個人情報の取扱いに関する苦情相談
個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な相談に努めます。苦情相談窓口のメールアドレス、電話番号等の連絡先については、ホームページなどでご覧いただけます。

平成 17 年 4 月 1 日

(財) 防衛調達基盤整備協会

首藤新悟

- 注： 1 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。
- 2 個人データとは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものと及び一定の規則にしたがって整理することにより特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものを個人情報データベース等といい、個人データは個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 3 保有個人データとは、協会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものと及び6か月以内に消去することとなるものは除く。